



《会計・税務の知識》消費税の経過措置について④

はじめに

平成 26 年 4 月 1 日 (以下、施行日) より、消費税率は 5% から 8% へと引き上げられました。そこで今回は、様々な事例の経過措置についてまとめていきたいと思ひます。

1. 資産の譲渡等の時期による消費税の適用税率の違い

資産の譲渡等や課税仕入れを行った日	適用税率
平成 26 年 3 月 31 日以前	旧税率 5%
平成 26 年 4 月 1 日以後	新税率 8%

※ただし、一定の経過措置の対象取引に該当するものであれば、施行日以後に行われる資産の譲渡等や課税仕入れについても旧税率が適用されます。

2. 売上げ・仕入れに係る対価の返還等をした場合の消費税の税額控除

事業者が売上げまたは仕入れに係る対価の返還等 (返品、値引き、割戻しなど) をした場合には、消費税の税額控除は下記のとおり、その対価の返還等に係る売上げ・仕入れが発生した日の税率で計算します。

売上げ・仕入れが発生した日 (計上時期)	税額控除に係る適用税率
平成 26 年 3 月 31 日以前	旧税率 5%
平成 26 年 4 月 1 日以後	新税率 8%

3. 貸倒れに係る消費税の税額控除

施行日前に発生した売掛金について、施行日以後に貸倒れの実事が発生した場合には、事業者は貸倒れに係る消費税の税額控除を旧税率 (貸倒れに係る売掛金が発生した日の税率) で計算します。

貸倒れた売掛金が発生した日 (売上げ計上日)	税額控除に係る適用税率
平成 26 年 3 月 31 日以前	旧税率 5%
平成 26 年 4 月 1 日以後	新税率 8%

なお、貸倒れに係る売掛金を後日回収した場合の控除過大調整税額は、貸倒れが発生した日の税率ではなく、上記と同様に、回収した売掛金が発生した日の適用税率により計算します。

4. 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例

事業者が長期割賦販売等を施行日前に行った場合において、長期割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払期限が到来するものについては、その賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税は旧税率によって計算することができます。

	施行日前に支払期限が到来する賦払金に係る消費税の計算	施行日以後に支払期限が到来する賦払金に係る消費税の計算
原則	旧税率 5%	新税率 8%
特例	旧税率 5%	旧税率 5%

おわりに

今回ご紹介しました経過措置以外にも、施行日をまたいで旧税率が適用される取引がございますのでご留意下さい。
(担当: 佐藤)